

高齢者虐待を防止するための提言

2004年10月20日
日本弁護士連合会

目 次

提言の趣旨	・・・	1
1 現行制度下においてなすべきこと	・・・	1
(1) 制度の周知と利用の促進をはかること		
(2) 悪質な事業者の排除		
(3) 事業者の監督等の公的責任		
(4) 虐待の早期発見と防止のための公的機関の役割		
2 立法によりなすべきこと	・・・	2
(1) 現行法での対応の困難さ		
(2) 高齢者虐待防止法制定に向けた世論の喚起		
(3) 中核機関の設置		
(4) 通報義務		
(5) 立入り権限の制定		
(6) 被害高齢者の同意と緊急保護命令		
(7) 緊急一時避難所の確保		
(8) 常設相談機関による介護者に対する啓発活動と援助		
(9) 専門職員の配置と関係機関の連携の制度化		
(10) 被虐待高齢者の安全確保と意思確認の重要性		
提言の理由	・・・	7
はじめに	・・・	7
第1 高齢者虐待とは何か	・・・	7
1 高齢者の虐待問題を取り上げる意義	・・・	7
(1) 増加する高齢者虐待とその要因		
(2) これまでの取り組みの不十分さ		
(3) 高齢者虐待の問題に取り組む意義		
2 高齢者の虐待とは	・・・	8
(1) 定義づけの意義		
(2) 人権侵害としての高齢者虐待		
(3) 定義づけの隘路		
3 分類及び分類にあたっての注意点	・・・	10

4	高齢者虐待の特徴（児童虐待・夫婦間暴力との対比を含めて）	・・・	10
	（1）強者と弱者の関係・潜在化		
	（2）虐待の要因の多様性		
	（3）介護者の負担と「扶養義務」		
	（4）介入後のケアの問題		
第2	実態調査と分析の概要	・・・	12
1	高齢者虐待についての実態調査等の概況	・・・	12
	（1）研究者らによる実態調査		
	（2）「滋賀県における在宅高齢者の虐待に関する状況調査」（2000年）		
	（3）読売新聞による取材と特集記事		
	（4）群馬県及び埼玉県による実態調査		
	（5）財団法人医療経済研究機構による全国調査		
	（6）当連合会の調査報告		
2	高齢者虐待の実態と分析	・・・	14
	（1）研究者らによる各種調査の結果と分析		
	（2）日本労働組合総連合会の「要介護者を抱える家族についての実態調査」		
	（3）読売新聞連載「高齢者虐待」で取り上げられた高齢者虐待実例について		
	（4）群馬県及び埼玉県の調査した在宅高齢者の虐待実例と実態		
	（5）財団法人医療経済研究機構による全国調査		
	（6）日弁連人権擁護大会シンポジウム第3分科会（1998年9月17日）で取り上げた高齢者虐待実例について		
	（7）日弁連高齢者虐待防止シンポジウムで報告された新聞記事38件高齢者虐待の実例と分析		
	（8）「介護に関する死亡記事の報道分析（1）」（日本在宅ケア学会誌より）		
第3	アメリカとドイツにおける対策の実情	・・・	35
1	アメリカ	・・・	35
	（1）高齢者虐待の実情		
	（2）対策		
	（3）アメリカに学べき制度		
	（4）わが国においてとるべき措置		
2	ドイツ	・・・	38
	（1）要介護高齢者と介護者の概況		
	（2）介護保険制度の概要		
	（3）介護保険における質の確保		
	（4）高齢者の人権擁護と虐待防止の活動		

(5) 結論

第 4	虐待防止のための方策	・・・	4 1
1	はじめに	・・・	4 1
(1)	高齢者虐待の特徴を踏まえた対策の必要性		
(2)	介護者の支援の必要性		
(3)	情報提供の必要性		
(4)	方策における「自己決定の尊重」と「虐待への介入」のバランス		
2	在宅	・・・	4 2
(1)	在宅高齢者における虐待の特徴		
(2)	早期発見の手だて		
(3)	虐待を発見したあとの対処方策の例		
(4)	発見から具体的対処に至るための措置をめぐる問題点		
3	施設	・・・	4 7
(1)	施設における高齢者虐待の対策を検討するうえでの「施設」の範囲		
(2)	虐待の予防と早期発見		
(3)	現行の救済制度の活用		
(4)	新たな制度について		

【高齢者虐待防止に関する提言の趣旨】

1 現行制度下においてなすべきこと

(1) 制度の周知と利用の促進をはかること

在宅での親族等による虐待を防止するには、介護にあたる人の経済的・心理的負担を軽減することが求められる。介護保険法が実施されてから4年が経過したが、いまだ介護保険の存在さえ知らずに介護にあっている家族が少なからずいる。そうした人には、福祉事務所の職員や民生委員等が介護保険の仕組みを知らせ利用を働きかけることにより、家族による負担を軽減することが必要である。

他方、介護保険を知っていても、第三者が家庭に入ることを好まない人や、経済的事情から介護保険を利用できない人がいる。これらの人々に対しては、先ず介護保険の仕組みを知らせ、また「介護の社会化」の意味や生活保護法による利用の方法などを伝えて、ヘルパーによる介護支援の利用を働きかける必要がある。さらに扶養義務感に耐えかねて虐待に及ぶ家族には、介護保険や生活保護の活用によって、介護負担を大幅に減らせることができることを教示することが重要である。

また高齢者虐待防止に有用な既存の法制度の周知と利用の促進も必要である。

(2) 悪質な事業者の排除

介護サービス事業者の職員による虐待を防止するには、地方自治体が事業の責任者や施設長に対して利用者への介護に関する職員指導（研修を含む）を強めるよう働きかけるとともに、事業者・施設ぐるみの虐待が疑われるケースにあっては、介護保険事業者としての指定の取消を含めて、厳しい対応をすべきである。

とりわけ都道府県は、社会福祉法や介護保険法に基づき介護保険によるサービス事業者に対して指導する権限を有しており、これに従わないときは、利用者保護のためにも事業者の指定取消を敢行すべきである。

(3) 事業者の監督等の公的責任

社会福祉法人や医療法人は、法令や契約で介護等の方法が明示されており、関与する職員の任務も法令上明らかである。それゆえ、これら法人の経営する施設の職員は自分の役割や任務を知っていることに加え、事業の維持継続性を考えるから、親族等の虐待のような衝動的行為が発生することは概して少ない。しかし他方で、事業の採算性を重視して人員を削減したり、専門職でない人を配置して不適切な介護を行い、結果的に虐待と評価される事態を招く可能性がある。したがって、都道府県など地方自治体は、事業所における人員配置基準や、専門職の配置について十二分にチェックし、虐待防止に努めるべきである。

(4) 虐待の早期発見と防止のための公的機関の役割

在宅の高齢者に対する虐待は、配偶者や子どもら家族が長期間の介護による極度の疲労の中で発生する。そして、親族であっても同居していない場合は介護の困難さを体感しないため日常的な虐待が潜在化していく可能性を常に秘めている。

したがって、在宅における高齢者虐待を早期に発見するには、要介護者と家族の介護者を、ケアマネージャーのみならず市町村の高齢者福祉に携わる職員・保健師、看護師、ヘルパーなどが日常的に把握し、定期的な見守りを行って、家族介護の援助と限界について適宜適切にアドバイスすることが必要である。

さらに、介護者による殺人という悲劇的な実態を回避するには、市町村が関係機関と連携し、老人福祉法上の措置権限を活用することにより介護者と要介護者とを切り離し、そのうえで、適切なプランを立てることが不可欠である。

2 立法によりなすべきこと

(1) 現行法での対応の困難さ

高齢者虐待の実態や虐待防止のための介入の方法・介入後の対応などについて、現行法で対処できることには限界がある。そのことは、例えば虐待されている高齢者本人が、虐待者である家族との同居を望んでいる場合の対応、とりわけ虐待の判断をどの機関がするか、介入後の一時避難の場をどこにするか、どのような状況変化のとき帰宅を認めるかなどを想起するだけで十分である。関係機関が可能な限りの努力をしても、とりわけ在宅における高齢者虐待に効果的に対応することは困難が伴う。そこで、高齢者虐待を根本的に防止するには、新たな立法による高齢者虐待防止制度の確立が不可欠である。

(2) 高齢者虐待防止法制定に向けた世論の喚起

児童虐待防止法(2000〔平成12〕年5月制定)とDV防止法(2001〔平成13〕年4月制定)が実現しながら、高齢者虐待防止法が未だに成立しない背景としては、制度化を推進する世論の盛り上がり十分でないことが挙げられる。

真っ先に声を上げるべき高齢者自身が介護され「お世話」になっている身であること、「老いては子に従え」などの格言に示される日本古来の風習が高齢者が社会に向けて発言することを阻んできたこと、などが背景にある。アメリカでは、全米退職者協会(AARP)の活動などが連邦議会や政府に働きかけて高齢者の住みやすい社会を求めて活動しており、その活動の中で高齢者虐待防止法が成立している。

日本では、高齢者自身が発言できる基盤づくりをするとともに、介護にあたった家族の経験や介護に従事しているヘルパーなどの団体が、虐待防止法制定に向けて、より多くの提言をなすべき責務を負っている。

(3) 中核機関の設置

高齢者虐待防止法の中で明確に規定すべきは、児童虐待防止法における児童相談所(子ども家庭センター)やDV防止法における配偶者暴力相談支援センターのような中核となる機関の設置が必要である。例えば、市町村が設置する組織に、「高齢者虐待防止センター」としての機能を担わせることも考えられる。また、既存の機関としては、福祉事務所や在宅介護支援センターを充実させて、これを中核機関とすることも考えられる。

2003年度に厚生労働省が財団法人医療経済研究機構に委託して実施した地方

自治体に対する全国調査によれば、高齢者虐待防止の取組みをしている市町村の中で、担当機関として最も多いのは、「高齢福祉課」であり、次いで、「保健福祉課」、「保健所」などとなっている。これらの動向を考えると、虐待防止のための中核機関には、地方自治体の関与が不可欠である。しかも、高齢者虐待を防止するためには、医療・介護・福祉・法律など専門家がチームをつくる体制を整え、組織的に運営していく必要がある。

(4) 通報義務

在宅という密室の中で密かに進行する虐待を早期に探知するには近隣や介護サービス機関など関係者の通報が重要な契機となる。虐待の芽が大きくならないうちに早期に福祉的関与が必要とされ、また既に厳しい虐待状況に陥り生命の危機にある場合に手遅れにならないようにするためにも早期発見が不可欠である。

最も早く虐待情報に接する機会があるのは、民生委員・ヘルパー・訪問看護師・医師やケアマネージャーなどであろう。また、入浴サービスやデイサービスなどを受け入れている施設でも着衣下の身体の痣などから虐待の痕跡をつかむことができる。このような高齢者介護を担当する者が高齢者に対する虐待を発見した場合に通報する義務を課す必要があり、同時にその通報を促すためにも、「通報することは守秘義務違反と扱ってはならない」旨の規定を置く必要がある。

本年6月の国会で成立した公益通報者保護制度は、高齢者虐待とりわけ在宅高齢者に対する虐待問題にはほとんど機能しないから、高齢者虐待防止法を制定するなかで、少なくとも児童虐待防止法やDV防止法などの通報制度に準じた制度が設けられるべきである。

また虐待の早期発見には、要介護高齢者への福祉事務所・民生委員などによる日常の見回りや介護福祉に従事する職員からの通報に加えて、地域の人々の福祉のネットワークの形成が必要であり、これを促し援助する規定が設けられるべきである。

(5) 立入り権限の制定

信憑性のある虐待情報が寄せられ、虐待者（介護者）への働きかけが必要と判断されるときに、担当者が被虐待者本人に面会するため家に立ち入ることを家族が拒むケースが多く見られる。現状では、家族に立入りを拒否された場合は、例外的な場合にしか、介入・立入りができない。それゆえ、担当者としては面会できるよう説得を続けるほかない。

そこで、新しい制度を作り、立入りの要件と判断権者を定める必要がある。要件としては、「安否確認のための立入り」と「緊急救出のための立入り」と区別し、前者については、「一応の証拠があればよい」とし、後者の場合はアメリカの緊急保護命令のように、「虐待を疑わせる十分な証拠」を要求することが相当と考えられる。後者については、家庭裁判所が令状を出すか、前記中核機関の中に、立入りを判定する機関を設けて、立入りができるようにすべきである。

(6) 被害高齢者の同意と緊急保護命令

虐待被害を受けている高齢者自身が社会に救出を求めることに躊躇する場合があります、介入の可否の判断が難しい場合があります。その背景に介護者（虐待者）との依存関係がうかがわれる。場合によっては、虐待を受けている高齢者自身が自分の財産を自分で管理し、最後まで自分らしい生き方を追求するという自律した生活を目指すよう働きかける必要がある。

介入の要件として、「被害者の同意（依頼）」が問題になるのは、高齢者虐待に特有のものといえる。例えば、虐待されている高齢者が、「（虐待から逃れるために）家を出たい」と思っているのか、それとも、「出たくない」と思っているのかをまず見極めることが必要がある。理解しにくいことではあるが、息子から虐待を受けていながら、それでも老親が息子との同居を希望している場合がある。その動機を探ると、「家から出れば財産を息子に取られてしまう」という財産への執着心から転居を拒むケースもある。また虐待するような息子に育てた自分が悪い、息子の横に付いていてあげることが親としての務めと思い込んでいる場合もある。

したがって虐待への対処には、高齢者本人の意思を最大限尊重すべきであるが、さりとて、高齢者の生命・身体が重大な危機にあるときは、一時的に本人の意思に反しても、加害者と高齢者を切り離し、その間に前記中核となる機関や地方自治体等の担当者が加害者や高齢者と十分に最善の介護方法について協議すべきである。

したがってまた、高齢者虐待についても、DV防止法の定める接近禁止命令や退去命令などの保護命令の制度が設けられるべきであり、家庭裁判所のみならず前記中核機関にも一定の要件のもとに命令を下す権限を認めるべきである。

なお痴呆が進行していて冷静に客観的合理的な判断ができないときは、成年後見制度を活用する必要がある。

（ 7 ）緊急一時避難所の確保

次いで救出した高齢者を受け入れる緊急一時避難所の確保が不可欠となる。児童の場合は児童相談所の宿泊設備があり、DV防止法には配偶者暴力相談支援センターの施設があるが、高齢者の場合にはそのような施設はない。ただ、介護保険制度が導入された後も、本人が家族等の虐待または無視を受けている場合などは、「やむを得ない事由」があるものとして、特別養護老人ホームに緊急に入所措置する制度が残されており（老人福祉法11条、「老人ホームへの入所措置等の指針について・別添第1（1）」厚生省社会局長通知）、現行法上は、これを活用することが重要であるが、前記厚生労働省の委託した全国調査では、この措置制度を活用した自治体も一部では見られるが、「活用している」とは言い難い状況にあるのが現実である。そこで、高齢者虐待防止法の制定に当たっては緊急一時避難所の確保が明記される必要がある。

（ 8 ）常設相談機関による介護者に対する啓発活動と援助

これまで行われた実態調査に、虐待を行っている者自身に、「虐待をしている」との認識がないケースが多いとの指摘がある。また、介護を担当する家族が独善に陥らないように、日常的な啓発などの取組みが不可欠である。特に、放置（ネグレ

クト)が、ときには犯罪(保護責任者遺棄罪)となることなどを認識してもらうことも重要である。また、介護者が介護疲れから老親を道連れに無理心中を行う悲惨な結末を未然に防ぐには、介護疲れの原因を分析・説明し、打開策のヒントを提供するなどして、手詰まりの現状を先に見える状況に変えていく必要がある。

高齢者虐待防止法では、介護者のための常設相談機関(前記中核機関に相談業務を担ってもらうことでも良い)を設置し、介護の親族と密接に情報提供や交換する場としなければならない。そこで例えば、経済的な行き詰まりに対してはケースワーカーの援助により生活保護を活用すべきことなどを知らせ啓発する必要がある。

また「痴呆」の症状に対する無知から老親の行動を理解できず苛立っているのであれば、相談機関が家族に対し、痴呆症状を受け入れられるような教育支援や情報提供を行うべきである。

(9) 専門職員の配置と関係機関の連携の制度化

高齢者の虐待防止を担当する職員は、家族関係、介護などの福祉に詳しいだけでは十分ではない。家族へ介入し、施設へ介入するときは、ときには家庭裁判所や警察等の協力が必要となったり、医療機関などの連携がすぐに必要な場合もある。

これらのことを可能にするには、要介護者の日常の動静の把握、民生委員、ワーカー、ヘルパー、ケアマネージャーなどとの連携、そして各施設・機関との緊密な情報交換と提携が必要であり、こうしたことを通じて虐待を未然に防止し、虐待を小さなうちに発見することができる。

このように考えると、高齢者の虐待に対処する職員は、従前の福祉専門職に加えて、警察や裁判所などの諸機関との連携を押し進めるノウハウのある弁護士などの協力が不可欠である。そして、そのための職員の養成と各機関との連携を法律上義務づけることが必要となる。いずれにしても、高齢者虐待を防止するには、児童虐待・DV防止法などの経験をふまえ、地方自治体等の公的責任を明確に位置づけ、福祉事務所の職員、民生委員、自治会、そして法律家などとのネットワークの形成などが重要な課題になるといわねばならない。

このような様々な課題に適応した職員や専門家の配置と連携が高齢者虐待防止法の立法にあたって配慮されるべきである。

(10) 被虐待高齢者の安全確保と意思確認の重要性

現実に起こりつつある高齢者虐待に関係者が介入するにあたって何より優先すべきは、虐待を受けている人の生命・身体の安全確保である。そのために、虐待をしている人や場からの切り離しが必要になる場合があり、その場合は直ちに福祉事務所や自治体が措置制度を活用して施設などへの一時的な入所を決定しなくてはならない。さらに、措置したことを介護者に知らせると、介護者が現れて、経済的な虐待などを繰り返すことも考えられるので、一時的か、継続的かは別として、措置した場所を親族等に知らせることに慎重でなければならない場合もある。

他方、介入した際に、高齢者自身の判断能力を確認して、その上で高齢者自身が引き続き在宅なり、施設で暮らすことを望むのか、仮に本人が望んでいても、高齢

者本人がその場で日常生活を行うことが適切か、食事・医療などの面で、自分で過ごすことが可能かどうかなどの判断を迫られることになる。

高齢者虐待の特徴として、虐待防止法の制定にあたって留意すべき点である。

【高齢者虐待防止に関する提言の理由】

はじめに

本冊子では、現在、社会問題となっている高齢者虐待に関する実態調査を概観したうえ、虐待防止のため現行制度化において直ぐになすべきこと、そして現行法における対処の限界に鑑み高齢者虐待を防止するための新たな法律を制定する必要性について提言している。あわせて、弁護士が高齢者虐待の相談を受けたとき、現行法制度のなかで可能な限りの対処法についても述べている。

高齢者虐待が問題になる背景には、戦前の家族制度の崩壊と核家族化の進行、要介護の高齢者が増大し介護期間が長期化するに至ったこと、老老介護にみられる介護する家族の経済的・心理的負担の問題がある。そしてまた、これに対する公的援助や制度の不備などが挙げられる。

いずれにしても、加害者が誰であれ、高齢者に対する虐待は、人間の自由と生存に対する重大な侵害であり、人権擁護を職責とする弁護士が緊急に取り組むべき課題である。

本提言は、現行制度によってもとりうる虐待防止策とともに、これが不備なため十分な対策が講じられていない現状を率直に認めたい。児童虐待防止法や配偶者などによる暴力防止の法律などのように、高齢者虐待防止のための特別法制定の緊急性を指摘するものである。

第1 高齢者虐待とは何か

1 高齢者の虐待問題を取り上げる意義

(1) 増加する高齢者虐待とその要因

介護保険の実施により深刻な介護問題が解消することが期待されたが、研究者グループや地方自治体などによる実態調査の結果、とりわけ、在宅での親族等による虐待は増加傾向を示しており、一層深刻化している状況が看取される。介護保険が実施されても、保険の枠内でのサービスに上限のあることや夜間に空白が生ずることなど家族による介護が欠かせない実情が背景にある。

また、介護家族が低所得の場合、1割負担や上乘せサービスの費用を自己負担できないことから十分に介護保険を利用できず、これが介護家族を虐待に向かわせる要因のひとつとなる場合もある。

さらに、強い義務感から介護を家族がかかえこんでいるケースにあっては、介護の長期化が心ならずも虐待に走らせるケースもある。要介護高齢者の少なからずが痴呆を抱え、あるいは寝たきりであるため、自らは虐待に抵抗できなかつたり、世話になっている気兼ねから、また仕返しを恐れて虐待の事実を第三者に知らせることのできない場合もある。

他方、ワーカーやヘルパーなどの介護職員の専門性に問題があり、安上がりの福祉を実現しようとする事業者の施策などがあいまって十分な介護が受けられず、結果的に虐待に繋がる扱いを受ける人もいる。

(2) これまでの取り組みの不十分さ

地方自治体や様々な団体・研究者から高齢者虐待の実態報告があっても、国や自治体の虐待防止への取り組みは全く不十分であった。先般、厚生労働省は、財団法人医療経済研究機構に委託して在宅における高齢者虐待について全国的な調査を実施したが、高齢者虐待は全国的に深刻な状態にあることが判明している。しかるに、国や自治体等では、虐待問題についての早期発見と救済の方法、そして相談機関の設置など具体的かつ効果的な対策を検討するまでには至っていない。

しかし、ことは人の生命・身体、そして個人の尊厳に係わる問題である。国・自治体・社会福祉協議会は勿論、高齢者福祉に関わる全ての団体、個人が緊急に高齢者虐待に取り組むことが求められている。通常国会で成立した公益通報者（内部告発者）保護制度は、虐待の早期発見・防止に一定の役割を果たしうると考えられるが後述のように不十分な点をいくつも抱えている。

(3) 高齢者虐待の問題に取り組む意義

高齢化が進行しつつあった1980年代には、高齢化＝長寿社会として、長寿を歓迎する雰囲気が強かった。しかし、高齢社会が医療、介護、年金などの深刻な財政問題を浮かび上がらせる1990年代には、高齢化はそれまでとは反対に暗いイメージをもって語られることになる。また、年金問題に象徴されるように、世代間の連帯が強調される一方で、逆に世代間の「対立」、「緊張」が生じている。そうした社会状況も一因となって、高齢者に公金を投入するのは「枯れ木に水をやるようなもの」などと揶揄する者さえ登場するなかで高齢者の人格と尊厳を否定する雰囲気を醸成し、虐待の温床を作り出すことになった。

しかし、高齢者の虐待問題に真剣に立ち向かい、虐待を未然に防止し、その対策を講じることは、老いを社会全体が支え喜びあい、人生の最後のステージを輝かせることであって、それは憲法13条、25条の保障する人間らしい健康で文化的な生活を実現することである。したがってまた、高齢者虐待の問題は、人権保障と正義の実現を職責とする弁護士が取り組むべき最重要の課題である。

2 高齢者の虐待とは

(1) 定義づけの意義

高齢者虐待に関して、我が国では確立された定義は未だなく、いくつかの定義が提唱されている。高齢者処遇研究会（代表／田中荘司教授）は高齢者虐待を「親族など主として高齢者と何らかの人間関係にあるものによって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為をいう」と定義している。

また、ねたきり予防研究会（代表／水無瀬文子氏）は、虐待の基本的要素として、高齢者の生活の質（身体、精神、人権など）を他者や自分が苦しめること、結果として生活や健康状態が悪化していること、単なる事故や偶然でないこと、互角な力関係でなく一方的な力関係であること、を挙げている。

高崎絹子教授はアメリカ高齢者法144条を引用しつつ、アメリカでは一般的に、

「ひどい傷害の行使、不条理な拘束、脅迫または残酷な罰を与えることによって、身体的な傷、苦痛または精神的な苦痛をもたらす行為」と定義されていると指摘し、家庭内高齢者虐待とは「配偶者、兄弟、子ども、友人、ケアの提供者ら、高齢者と特別な関係にあるものによって高齢者自身の家、またはケア提供者の家において行使される何らかのひどい取り扱いのこと」とされていると指摘している。

どのような状況を虐待として捉えるかは、社会的・文化的な背景が強く影響し、時代とともに変わるため、高齢者虐待を一義的に定義づけることは必ずしも容易ではない。

しかし虐待の「分類」を含めて、高齢者虐待の定義を提示することは、高齢者の支援に関わる人に対して、現に発生している問題が、あるいは発生しつつある問題が、「虐待」として解決することが必要な問題であることを明確に意識させ、何らかの対策をとる必要のあることを認識させるうえで重要である。

(2) 人権侵害として的高齢者虐待

高齢者の定義について、ここで詳細に検討することはできないが、上記の定義にあるとおり高齢者虐待が基本的人権を侵害するものであること、すなわち人が人であること自体から当然に認められる権利を侵害するものであることが中核とされなければならない。ただし高齢者の場合は、身体的・精神的能力の減退という問題を常に抱えている。そのため高齢者虐待の一分類としてあげられる放任・放置等のように伝統的な基本的人権の概念においては明確に人権侵害と意識されていない問題であっても虐待として捉えなければならない類型は現に存在している。高齢者虐待が生じうる場面は一般的な人権侵害が生じうる場面よりも広範囲に及ぶことに留意されるべきである。

また、改めて述べるまでもなく高齢者の人権も、高齢者以外の人権もその重さに軽重はない。しかるに、後に詳しく述べるが、究極の人権侵害とも言うべき「殺人」に関して、高齢者が被害者となる殺人事件においては他の殺人事件と比較して執行猶予が付された「温情判決」が出されるケースが相対的に多いように見受けられる。もとより個人の刑事責任の軽重は、当該行為によって生じた結果のみならず、犯行の動機・犯行に至る経緯などの様々な要素を考慮した上で決せられるのであり、前記のような科刑の傾向を必ずしも否定的に論じるものではない。しかし、高齢者福祉についての我が国の現状は、そのような行為に及んだ個人の刑事責任を強く問うことに躊躇させるものであることを認識すべきである。

(3) 定義付けの隘路

定義付けをすることが、援助者に対して虐待を明確に認識させるという意味において重要であることは前述のとおりであるが、他方で定義付けは、虐待の定義から外れたものを放置してしまう危険性を常にはらんでいる。虐待の捉え方は社会的・文化的な背景に影響され、時代と共に常に変わっていくものであることを考えるならば、定義付けを硬直化させることの危険性も認識しておくべきである。

法的整備の場面では一定の定義付けが法律においてなされることになるものと思

われるが、法律によって虐待の範囲を限定し硬直化させてしまうことのないようにすることが重要である。

3 分類及び分類にあたっての留意点

分類についても確立されたものはないが、一般的には、概ね次のとおり分類されている。

身体的虐待

性的虐待

心理的虐待

搾取（金銭的・物質的虐待）

世話の放任・放置

その他（生命・身体に関わる自己虐待・自己放任など）

定義に関して述べたところと同様に、虐待を認識する端緒になるという意味で分類を検討することは重要である。しかし何が虐待になるかを分類から演繹的に考えることは妥当ではない。具体的な問題について、それが「虐待」であり解決しなければならない問題かどうかが端的に検討されなければならない。そうでなければ、虐待の分類に明確に当てはまらない問題が検討の対象から外れてしまう危険性があるからである。その意味で分類自体を所与のものとして考えるべきではない。

たとえば異性による介助の問題や抑制・拘束を虐待と捉えるか、さらには基本的には過失による行為である介護事故を虐待と捉えるか、という問題も検討する必要があると思われる。これらの問題は具体的な対応の場面において一般的な虐待とは異なる面があり、虐待の一種として考えると「虐待」の内容が希薄になって一般的な虐待に対して実効的な対応策を提示できなくなる危険性があるとの意見があろう。他方でこれらの問題の重要性を認識させるという見地から、これを虐待と捉えることが必要であるという見解もあるように思われる。定義と同様に、分類についても、分類することによって分類から外れたものが軽視されることになる危険性を有していることが銘記されなければならない。

4 高齢者虐待の特徴（児童虐待・夫婦間暴力との対比を含めて）

（1）強者と弱者の関係・潜在化

大雑把な言い方をすれば、高齢者虐待は虐待者と被虐待者との間に強者と弱者の関係があるという点で児童虐待・夫婦間暴力と共通点を有している。また在宅における高齢者虐待は、家庭内で生じるが故に潜在化しやすいという点で同様に共通点を有している。しかし他面で大きな相違点も存在している。全てを検討することはできないが特徴的な問題点を提示したい。

（2）虐待の要因の多様性

高崎教授は児童虐待と高齢者虐待の違いに関して、児童虐待の場合は、仮に親に何らかの事情や理由があるとしても、基本的には親から子への一方的な関係から虐待が生じるのに対し、高齢者虐待は夫婦、親子、嫁姑、兄弟姉妹等の長期間にわた

る家族関係を素地として、それに社会的なサービス体制の不備や高齢者介護をめぐる一般的風潮などが影響して引き起こされ、虐待に至るプロセスは様々な様相を呈すると指摘されている。

被虐待者たる高齢者自身のそれまでの生活や家族関係が様々で、虐待に至るプロセスが多様である以上、虐待を防止するための対策や現に発生している虐待の対策も様々な視点から検討されなければならないことになる。

(3) 介護者の負担と「扶養義務」

高齢者虐待に関する先行研究によれば、虐待に至るプロセスは様々であるものの、特に在宅における高齢者虐待の大きな原因として、介護者が日常的な介護の中で精神的・肉体的に疲弊し、その結果として虐待に及ぶ例が少なくないことが指摘されている。

介護は現に高齢者を介護している介護者にも大きなストレスを与える。要介護状態になった高齢者を家庭の中で介護するのは当然であるという周囲の目の中で、自らの介護によって本人の状況が飛躍的に改善する期待も持てない状況で介護を続けていくことの精神的なストレスは大きい。また精神的なストレスだけでなく、肉体的にも大きな負担となり、これに経済的な負担が加わる。

我が国の社会においては家族が高齢者の介護をするのは当然であるとの考えも未だ根強く残っており、そのような状況の中で介護者が追いつめられて虐待に至るケースは少なくない。「扶養義務」そのものを否定するものではないが、「扶養義務」を過度に強調し、介護者に過度の責任感を負わせることが虐待の一つの要因になっていることを考えるならば、介護の責任を介護者や家族に負わせるのではなく、社会全体の中で高齢者を支えていくという視点に立脚することが必要である。

「扶養義務」に関して、さらに言えば、このような親族の義務を強調することは「高齢者は、あたかも家族と一体でなければ生きていくことはできない」という前提から出発し「誰に扶養させるのが適当か」を考えることになる。しかし、高齢者自身の生き方を主体的に位置付けるならば、「扶養の対象」としての高齢者ではなく、「個としての高齢者」の視点こそが重要であるといえるのではないが。

(4) 介入後のケアの問題

夫婦間暴力との対比で特徴的な相違点の一つとして「介入後の問題」がある。夫婦間暴力の場合、緊急時におけるシェルターの必要性や、再発に備えるための継続的な支援の必要性を除けば、基本的には被虐待者自身の力で（被虐待者自身が自ら必要な機関の援助を受けることを含めて）生活を維持していくことが可能である。これに対して、高齢者虐待、特に在宅高齢者に対する虐待の場合は、介入した時点での虐待が解決されても、その後の被虐待高齢者の生活をいかに支援していくかという大きな課題が残される。介入後の生活までを見据えて介入していくことが必要であり、介入後の生活をケアすることができる環境が整えられなければならない。

また、夫婦間暴力の場合は、被虐待者に、虐待者との関係を断ち切りたいという強固な意思があるのが通常であるのに対して、高齢者虐待の場合、虐待を受けなが

らも親族との関係を断ち切ってしまうことに躊躇を感じることも少なくない。もとより、その躊躇が外的な環境を整えることによって解消しうるものであれば環境整備のための方策を検討すべきである。しかしそれまでの長い家族関係の中で培われた特別の思いがある場合も少なくなく、そのような場合は、単に関係を断ち切ることのみによっては問題は解決できない。虐待の問題は解決しても他の新たな問題が生じる可能性があることが留意されるべきである。